

と う 闘 華

発行:ユニオン東京合同
 発行人:佐藤陽治
 東京都千代田区三崎町2-17-8 皆川ビル301 期気付
 TEL&FAX 03-3262-4440
 メール info@union-tg.org
 ブログ http://blog.union-tg.org/
 ホームページ http://www.union-tg.org/
 郵便振替 00110-8-120661

2・21 '10春闘臨時大会へ！

組合は下記の通り臨時組合大会を開きます。
 たいへんご多忙のことと思いますが、今、組合は重大な闘いに突入しています。是非とも大会に結集していただきたいと思ひます。
 プリタニカ闘争は、組合結成以来初めての高裁闘争となります。高裁にすがるつもりはありませんが、攻撃的高裁闘争を、現場闘争と一体として闘っていきます。
 育成会闘争は、理事会による昨年の、児島組合員に対する雇止め解雇阻止から、今年も再度の解雇策動を許さない闘いに入っています。育成会との団交は、昨年8月以降不当な団交拒否という状態が続いています。昨年の児島さんの不当な解雇をめぐる団交が、不当な拒否状態によって一歩も進んでいません。組合は、理事会による再度の解雇攻撃を阻止するために、いま全力で闘っています。この臨時大会をもって、育成会分会の春闘要求として、再度児島さんの雇用継続と併せて正規職員化の要求も確立します。
 さらに、教育と探求社分会の闘いが、新しい局

面に入りました。宮地社長が、石寄法律事務所という悪質経営法曹弁護士と契約し、初めての団交が1月31日に開催されました。この団交には宮地社長が出席し、代理人だという経営法曹弁護士の妨害をはねのけながら社長と分会員が交渉できた団交になり、進展を見ました。代理人弁護士は、両者の主張は平行線だとがなり立てて、団交終了予定時間前に逃亡しました。経営法曹弁護士の狙いは、平行線だから団交をする必要がない、という状態をひねり出すことです。
 この手は、プリタニカ闘争で経営法曹弁護士が使ったもので、組合は代理人の狙いを手に取るように分かっています。このあと会社側は、組合の団交要求に対して開催拒否の回答を即時だしてきました。このように教育と探求社分会の不当解雇撤回の闘いは、重大局面を迎えています。
 今回の臨時大会は、こうした局面に全組合員が決起するために重要な場となります。
 大会会場は新しいところです。間違いないようお願いします。

～ 2月21日 臨時組合大会を開催します ～

昨年12月23日の定期大会で提案したように、下記要領で臨時組合大会を開催します。定期大会に出席できなかった組合員も、ぜひともご出席ください。

日時: 2010年2月21日(日) 午後1時から

会場: 西神田コスモス館 会議室
 (千代田区西神田2-6-2)

議題: 春闘要求 組合費の適正化
 組合規約の改正 その他

臨時大会終了後、交流会を開きます。



西神田コスモス館 外観

ブリタニカ分会から

ガサ国賠シリーズ～その2「動労千葉ガサ国賠に続こう」

1月21日、われわれ「ガサ国賠5労組連絡会」は、第2回提訴準備会を開催。あらためて昨年10月7日の違法不当なガサを弾劾し、具体的な提訴準備を論議した。

先号にも記載したとおり、原告・被告の確定に踏まえ、このガサ国賠を通してわれわれが何を獲得目標にするのか真剣に討議。搜索令状をコピー、あるいは書き写しさせず、ほとんど内容を確認させずにいきなり押し入ってくるこうした警察のやり放題を許して合同労組の闘いに前進はない、ことをあらためて確認した。

その上で、現在東京地方裁判所で先行的にガサ国賠を闘っている動労千葉の第2回裁判が2月1日開かれ、ユニオン東京合同の佐藤委員長と三角副委員長が傍聴した。この日は、JRが「検修外注合理化」を強行しようとする攻撃に対し、動労千葉が10春闘第1波ストに突入しているその日であった。

動労千葉代理人の武内弁護士が、警察は「基本的に違法な搜索令状であることを百も承知で裁判所に請求している」ことを明らかにし、裁判長が「令状を発布した裁判所の内容で搜索に入っているのですから、別立てで令状発布そのものの違法性を追及すべきではないか」と警視庁公安一課の常とう化している違法ガサの助け船を出している訴訟進行に屈せず、「被疑事実との関連で明確に搜索できる疎明資料をつけたのかどうか」と被告東京都を追及。

短時間の法廷ではあったが、被告はほとんど反論もせず、被告の代理人をつとめようとする裁判長にまかせた姿勢に終始したのである。

大きな課題のひとつに、警察の言いなりに「被疑事件」との関連もなく、安易に「令状自動発布機」と化した日本の裁判所の令状実務に分け入っていくか、その観点から裁判所をも被告にするかどうか、これから論議を重ねる必要があるだろう。

(以下続報)

ブリタニカ控訴 いよいよ開始

組合は、ブリタニカ控訴の代理人として西村正治弁護士を選任し、組合の依頼を受けた西村弁護士を通じて2月4日に「控訴理由書」を裁判所に提出した。これにより第1回進行協議は2月18日に行われる。

控訴審に対する組合の基本方針は、徹底した裁判所との闘争として構えることである。あくまでも、組合の闘いの要である現場闘争と一体化させながら闘っていく方針である。

今回控訴の第一の問題は、日本ブリタニカ団体交渉拒否事件における、事業閉鎖・全員解雇と、不誠実な会社側の団体交渉対応についてである。

2001年3月28日にシカゴ本社との電話会議等で、シカゴ本社が決定したと伝えられた英会話教室全面閉鎖、全社員解雇は避けられなかったことなのか、ということである。この事が社員に、十分納得できるような説明がなされたかである。解雇四条件の説明責任問題がある。

次いで、団体交渉における奥井社長の出席問題である。

団交に会社側交渉員として出席した者は、解雇当時は解雇される身分の経理部長であった。しかし団体交渉の中で、全面閉鎖の決定された過程について十分説明できる者は奥井社長しかいない。

東京地裁判決の根本的誤り

東京都労働委員会、中央労働委員会、東京地裁まで一貫して事実認定および判断が誤ったものであったのは、解雇問題と団体交渉拒否問題を分離して考察したことである。

2001年3月28日の、日本ブリタニカとシカゴ本社の交渉の経過について明らかにする、Eメールの提出を一貫して拒否してきた。このEメールと解雇問題とは直接に結びつく問題である。

そのほか、「労働委員会への申立期間の徒過」を理由として、一切の判断を放棄して不当労働行為の存在をしりぞけたことである。

組合は、以上の問題を明らかにする証人として、奥井社長の証言を勝ち取ることに全力を挙げる。

全日本育成分会闘争

児島解雇阻止闘争支援カンパ

～児島さんの解雇阻止の闘いにご協力ください。

全日本育成会分会の10春闘の最大の闘いは児島さんの解雇阻止です。

児島さんが2008年2月に職場で重度の腰痛を被災し療養中の2009年2月、3月過程で副島宏克理事長は、児島さんへ「雇用契約終了の予告通知」を出して、「十分な業務遂行ができない状態」を理由に解雇しようとしてきました。職場で被災し「長期に療養」していることを理由に、解雇しようとするなんて許せません。3月4日に児島さんが労基署に電話をしたら労災が認定されることがわかりました。通常だったらすぐに療養期間の「解雇制限」にかかるとして撤回の判断をするものを、副島理事長はいたずらに時間を使い1カ月近くも放置したことに対して、組合は児島さんと一緒に職場闘争を展開し、団交を要求してストライキで闘い、3月30日ようやく撤回させました。

しかし、副島宏克理事長と理事会は、児島さんへの解雇を今年も再び狙ってくるのが十分に考えられます。

この1年、児島さんは、労災療養に励み、職場に復帰したいと願っています。是非、児島さんをご支援ください。児島さんの1月の活動を紹介します。

1月12日

児島さんは、全日本手をつなぐ育成会の監事に対して措置請求書(1)を提出しました。内容は労災問題を放置した事件の調査・報告、謝罪を求めています。

1月13日

監事への措置請求が全日本育成会に(午前中に)届いた日に、児島さんが2009年12月7日に出した質問書(回答期限は12月15日)に対して、副島理事長から回答書が出されました(22時の消印)。しかし、この回答書で副島理事長は未だ使用者責任を認めず、労災ではない、「腰痛症」に「罹患」したことは「気の毒」として、児島さん個人の責任にしています。また、副島理事長は職員を差別的に扱うことはないとは回答しています。

この12月7日付質問書と、1月13日付回答書は、[ユニオン東京合同のブログ](http://blog.union-tg.org/)にアップしていますので、[ご覧ください](http://blog.union-tg.org/)

ユニオン東京合同ブログ

<http://blog.union-tg.org/>

1月21日

ガサ国賠5労組会議に出席した各組合の代表に、自分の解雇阻止闘争への協力要請をしました。

1月28日

児島さんは、1月13日付副島理事長の回答書に対して、全日本手をつなぐ育成会監事宛てに措置請求書(2)を出しました。内容は、非正規職員への差別の実態をあばいて、「差別是正」を求めるものです。

1月29日

第1東京弁護士会に、伊藤昌毅弁護士の懲戒請求について問い合わせました。

全日本手をつなぐ育成会は

団交の連続拒否街道まっしぐら!

全日本手をつなぐ育成会は、2009年8月20日の団交以来、なんと団交開催要求書を出しても団交に応じない姿勢を崩していません。

組合は2009年12月からは「児島さんの雇用継続」を第1議題にした団交開催要求書を出してきましたが、副島宏克理事長は、1月5日付、1月15日付、1月21日付、1月28日付、2月2日付のそれぞれの回答書において、組合の見解や態度を理由に、代替日の提案もなく、組合に難癖をつけ、議題について協議しない理由もないのにことごとく団交を拒否し続けています。これは団交拒否そのもので、不当労働行為であり、労働者の権利の侵害なのです。

労働者は生きているのだ。全日本手をつなぐ育成会は労働組合への嫌悪・敵視をやめて、一刻も早く団交に応じろ。



副島理事長の団交出席を求めている社前情宣
(全日本育成会分会 2月5日)

** ホームページやブログが、楽しい **

ユニオン東京合同の活動をネット上に報告しています。日頃から見てくださいている皆様には感謝いたします。ありがとうございます。

最近では「**教育と探求社**」と検索すると、教育と探求社の会社のサイトのすぐ下に、EDUQ分会のサイトがついています。

「**副島宏克理事長**」と検索すると、ユニオン東京合同とその他のブログがずらっと、ついています。

また、全日本育成会側の「**伊藤昌毅弁護士**」と検索すると、なんと法律事務所のサイトのすぐ下にユニオン東京合同の『**伊藤弁護士を懲戒請求しています**』と理由などがしっかりついています。

皆様も、是非チェックしてみてくださいね。

教育と探求社分会から

みなさん、こんにちは。教育と探求社分会です。私たちは、昨年2月宮地社長が行った全社員に対する悪質な退職強要についての謝罪、未払い給与と未払い残業代の支払い等を求め、辞めさせられた全社員10名一丸となって組合を結成し、闘っています。

久しぶりに行った会社との団体交渉を中心に1月を振り返ってみたいと思います。

4か月ぶりの団体交渉へ

12月18日、突然組合の事務所に石寄信憲法律事務所という法律事務所から書面が届きました。その書面はこれまでの謝罪をするといった姿勢を覆した内容で、「これまで行ってきたように引き続き組合活動を行った場合、然るべき手段をとる」と組合員を脅迫するような内容でした。またもや、宮地社長は昨年2月全従業員に行った時のように自ら起こしたこの問題に対し、責任を取ろうとせず、人の手を使って私たち組合員に脅迫行為を行ってきたのです。

1月に入り、度々、弁護士事務所からは組合と事務折衝をやりたいという旨が届いていましたが、あくまでも組合は宮地社長出席の団体交渉を求めていました。その申し入れに対し、ついに会社は受け入れ、1月31日に団体交渉をする運びとなりました。

両者言い争いの中、社長の本音が飛び出す

団体交渉には宮地社長も出席し、石寄弁護士事務所からは二人の弁護士が出席してきました。

組合としては、当事者の責任もなく、会社のことについて何も知らない弁護士と交渉する必要はないと考え、あくまでも当事者である宮地社長との対話を求めました。弁護士からの執拗な邪魔が入りましたが、組合のチームワークが功を奏し、分会員と宮地社長との直接対話を多くすることができました。

その中で、新たに発覚した事実の確認や、一度は謝罪する旨の書かれた見解文書について、会社からの正式な書面であると社長が認めるなど大きな進展がありました。

第12回学習会報告

テーマ「山田書院闘争に学ぶ」



いざ、経営法曹2名が待ち構える団交会場へ (1月31日)

そして現在

会社は団体交渉後すぐに、組合員個人を攻撃するような文章を添えて、両者話し合いは平行線のまま進展せず、今後話し合いを進めても無駄であると主張し、今後の団体交渉を拒む書面を組合に送ってきました。今、私たちは会社に抗議を唱え、再度団体交渉を求めています。

* * * * *

詳しい経緯は、私たちのブログをご覧くださいと思います。今までの活動の経緯や写真などが記されています。 [こちら http://eduqunion.exblog.jp/](http://eduqunion.exblog.jp/)

また、[EDUQ UNIONホームページ](#)もあわせてよろしくお願いたします。

EDUQ分会のサイトはおすすめ！

HPIには、分会の経過や経緯は、もちろんですが、情宣活動の衣装の紹介や画像、ピラ、スピーチまで紹介しています。ぜひ、ご覧ください！！

1月29日(金)、ユニオン東京合同は、山田書院闘争の当該である飯島伸夫さんを講師に招き、学習会を行った。山田書院闘争は、1973年3月の労組結成と同時に山田書院が「例え会社がつぶれても組合と闘う」と豪語し、組合切り崩し、業務の子会社化、団交会場への警察官導入、臨時労働者解雇、資産売却・大合理化、刑事弾圧など組合潰しのためにあらゆる攻撃をかけてきたことに対し、組合が不屈に闘っている闘争である。

山田書院闘争はすでに35年以上経るなかで、労働運動の凝縮したエッセンスが詰まっている。今日、ユニオン東京合同は、3つの分会が資本・経営との日常的な争議状態に突入し、あらゆる戦術を駆使して縦横無尽に闘っている。こうした中、刑事弾圧、暴力団の介入という、究極の労組潰しと長期にわたって対峙し、勝ち抜いている山田書院闘争の経験は、ユニオン東京合同にとってトータルに闘争の内実を把握し、貴重な経験を共有し、大いに学ぶべき重要な闘いである。

まず、当該の飯島さんから闘争の長い歴史を振り返り、ポイントを押さえた内容の報告が行われた。報告の過程で随時、質問をはさみつつ、70年代初期、中期を貫く山田一族による「組合潰し」との激烈な攻防の実態が、リアルに再現されていった。組合による会社社屋のバリケード占拠闘争と、これに武装襲撃をかける暴力団、会社・警察一体となった刑事弾圧など、暴力性がめだつ。もちろん、労働委員会闘争、民事裁判闘争なども行われているわけだが、なによりも山田一族の暴力を打ち破らない限り、闘争は一步も前進しない状況であったことが鮮明に理解できた。

現在のユニオン東京合同3分会の闘いは、こうした暴力的な「組合潰し」こそないものの、形を変え

た「組合潰し」である「経営法曹弁護士との闘い」に直面している。敵の攻撃を分析し、創意工夫をこらした反撃を的確に行い、不屈に戦い抜くこと、このことこそ勝利の道であることが、今回の学習会を通じて明らかになった。

もちろん、山田書院闘争は73年からはじまる長期の闘いであり、1回の学習会で学び尽くせるものではない。必然的に学習会のあとの交流会での論議は深夜に及び、組合の団結はさらに強化されたのであった。

UTGのお知らせ

ユニオン東京合同 学習会の開催予定

第13回 (2010年2月)

**経営法曹弁護士を過信する
経営者が嵌る落とし穴#1**

日 時: 2月19日(金) 19時~21時
会 場: 朔 (千代田区三崎町2-17-8 皆川ビル301)

第14回 (2010年3月)

「派遣切りを合法化する労政審答申」(仮題)

提起: 東京東部地域合同労組東部ユニオン委員長

日 時: 3月19日(金) 19時~21時
会 場: 未定

第15回(2010年4月)

**経営法曹弁護士を過信する
経営者が嵌る落とし穴#2**

日時・会場: 未定

組合活動日誌			
月	日	曜日	活動内容
1	4	月	定期執行委員会
	8	金	東京交流センター旗開き
	9	土	育成会分会法対会議、勤労千葉旗開き
	10	日	三里塚反対同盟旗開き
	11	月	三多摩交流センター旗開き
	14	木	教育と探求社分会会議
	15	金	育成会分会職場闘争会議
	16	土	育成会分会会議
	20	水	育成会分会法対会議
	21	木	ガサ国賠訴訟会議
	22	金	四役会議
	25	月	教育と探求社分会会議
	26	火	入労自主代理店会議
	27	水	明大生協労組情宣
2	28	木	山田書院闘争千葉情宣
	29	金	例会・学習会、山田書院闘争に何を学ぶか
	30	土	育成会分会法対会議
	31	日	教育と探求社分会団交
	1	月	定期執行委員会
	5	火	育成会分会社前情宣、明大生協労組情宣
2	6	土	全国交流センター総会、都教委包囲ネット
	7	日	全国交流センター総会
2月活動予定			
月	日	曜日	活動内容
2	13	土	全国労働者総決起集会
	14	日	教育と探求社分会会議
	18	木	ブリタニカ控訴、第1回裁判所との打合せ
	19	金	例会・学習会、経営法曹弁護士を撃つ
	21	日	UTG臨時組合大会
	22	月	四役会議
	23	火	育成会分会都労委、山田書院闘争千葉情宣
	25	木	ガサ国賠訴訟会議
	27	土	ビキニ・デー集会

【ユニオン東京合同の財政基盤確立のために、冬季カンパのおねがい】

送付先 郵便振替口座 0110-8-120661
ユニオン東京合同 千代田区三崎町2-17-8 皆川ビル301 朔気付